

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示

種畜の廃用

土地改良区設立認可

土地改良区役員の就任

計量器定期検査の実施

◇公安告示

速度制限

昭和三十年九月公安委員会告示第十二号（速度制限）の一部改正

◇公告

昭和三十一年度農業改良普及員資格試験等の実施

告 示

鳥取県告示第五百五十七号

次の種畜は廃用された。

昭和三十一年十一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

種畜証明書番号

名前

種類

飼養者住所氏名

昭三一鳥取一
第一三号

天 秀

黒毛
和種

鳥取県気高郡鹿野町
田中 寿太郎

〃 一二号 五月 〃 〃

青谷町
山本 英俊

鳥取県告示第五百五十八号

東伯郡東郷町大字北福下田一雄ほか十七人の者から申請のあつた東郷町北福土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十一年十一月九日認可した。

昭和三十一年十一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十項の規定により、大満土地改良区から次のように役

員が就任した旨届出があつた。

昭和三十一年十一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

就任した役員の氏名および住所

理事 菜引一寿 鳥取市大楠

藤森鉄美

福田久市

高橋竹治

窪田茂一

植田秀雄

谷口正弘

谷口正美

花田栄治

検 査 期 日

検 査 区 域

検 査 場 所

十二月二十六日 午前九時三十分から
正午まで

八頭郡智頭町

智頭町役場那岐支所

午後一時から
午後三時まで

土師支所

砂田音一
監事 谷口 肇
水氏鈴藏
田中伝市

鳥取県告示第五百六十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定により、八頭郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十一年十一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤

茂

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第十条の規定により次の通り速度を制限する。

二十七日	午前九時から 午後三時まで	山形支所
二十八日		山郷支所
二十九日		富沢支所
三十日		
十二月 三日		用瀬町役場
四日		社小学校
五日		大村農業協同組合
六日		佐治第二小学校
七日		国英農業協同組合
八日		河原町役場
九日		八上農業協同組合
十日		河原町散岐支所
十一日		西郷支所
十二日		
十三日		

昭和三十一年十一月二十四日 鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

制 限 の 場 所	区 間	制 度 (毎 時 速)
二級国道広島米子線日野郡伯南町大字矢戸一七二ノ二番地 地先から同町大字三栄一七三〇番地地先までの間	四六〇メートル	二十五キロメートル

鳥取県公安委員会告示第十六号

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号（速度制限について）の一部を次のとおり改正する。

昭和三十一年十一月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

二級国道岡山松江線及び二級国道広島米子線日野郡根雨町大字根雨一四一番地地先から同地内七一一ノ一番地地先までの間	一〇〇〇〃	二五〃
二級国道広島米子線及び県道石見生山停車場線日野郡伯南町大字生山四九八番地地先から同地内一五六番地地先までの間	五〇〇〃	二五〃

を

二級国道岡山松江線日野郡根雨町大字根雨一四一番地地先から同地内九〇七ノ三番地地先までの間	一〇〇〇〃	二五〃
二級国道広島米子線及び県道石見生山停車場線日野郡伯南町大字生山一五九ノ三番地地先から同地内一五六番地地先までの間	七〇〇〃	二五〃

に改める。

公 告

鳥取県改良普及員資格試験及び資格認定に関する条例（昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号）第二条の規定に基づき、昭和三十一年度農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のように行うので公告する。

昭和三十一年十一月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

受験資格

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、都道府県立農業講習所、財団法人鯉淵学園若しくは学校法人自由学園最学部において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者及び当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して三ヶ月以内に卒業見込の者、旧大学令（大正七年勅令第三

百八十八号）による大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校若しくは旧財団法人農民教育協会高等農業講習所において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者、専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）により農業に関する学科目の検定に合格した者又は旧実業学校教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）により農業若しくは家政に関する学科目の検定に合格した者

二 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治三十二年勅令第二十九号）による実業学校、旧高等女学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による高等学校、旧中学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による中学校若しくは学校法人自由学園高等科を卒業した者、又は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）旧専門学校入学者検定規程（大正十

三年文部省令第二十二号)若しくは旧実業学校卒業程度検定規程(大正十四年文部省令第三十号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに、左のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業若しくは家政に関する試験研究機関又は教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についてその普及、指導奨励又は実務

三 旧中等学校令による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関(一に規定するものを除く)において農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験実施期日までに、当該教育機関における修業年限と

二のイ若しくはロの職務に従事した期間又はその通算期間との合計が三年以上に達するもの

四 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす

五 外国における学校(四の学校を除く)を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす

六 外国の行政機関、教育機関又は団体において農業若しくは家政に関する技術についての試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験、研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者とみなす

試験実施方法

一 受験出願書類受付期限

試験の種類		試験の種類
必須項目		選 択 項 目
農業改良普及員資格試験	1 作物及び園芸	1 農業気象
	2 土壌及び肥料	2 植物生理
3 病害虫	3 畜産衛生	3 家畜飼養
4 畜産衛生	4 家畜飼養	4 家畜衛生
5 農業経営	5 農業経営	5 農業簿記
6 農業経営	6 農業簿記	6 農業簿記

昭和三十一年十二月二十日まで(二十日消印有効)

二 受験出願書類提出先

三 試験期日

鳥取市東町 鳥取県経済部農業改良課
昭和三十一年一月二十八日から三十一日までの四日間(毎日九時開始十六時三十分まで)

四 試験場所

鳥取市吉成 鳥取県農業試験場

五 試験項目

試験は、筆記試験、実地試験及び口述試験に分けて行う。筆記試験は次の必須項目と選択項目について行い、選択項目は次のうち適宜二項目を選定して受験するものとする。

生活改良普及員資格試験

7 農政時事問題		8 7 農業土木
1 被服	2 住居	3 食料
4 家庭管理	5 家庭保健衛生	6 家庭衛生
7 家庭衛生	8 家庭保健衛生	9 家庭保健衛生

六 筆記試験は、新制大学卒業程度で行う。

七 実地試験は、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する指示及び実地展示を行うために必要な科学的技術及び知識について行う。

八 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

九 出願書類

- 1 受験願書(別記第一号様式)
- 2 履歴書(別記第二号様式)
- 3 写真(最近六ヶ月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を記入のこと)

- 一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所
- 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 一 教育に従事した期間及び勤務場所
- 右相違ないことを証明する。

所属長 職 名

氏

名 ㊟

4 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は試験検定合格証明書

5 受験有資格者であることを証明する書類（別記第三号様式）

6 身体検査書（県立保健所発行のもの）

別記第一号様式（日本標準規格B5判）

受 験 願 書

本籍地

現住所

氏（ふりがな）名

年 月 日生

選択項目

農業（生活）改良普及員資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

右 氏

名

鳥取県知事 遠 藤 茂 殿

別記第二号様式（用紙和紙）

履 歴 書

本籍地

現住所

氏（ふりがな）名

年 月 日生

学 歴
職 歴
賞 罰

右のとおり相違ありません

年 月 日

右 氏

名 ㊟

別記第三号様式

受験資格証明書

職 名

氏 名

年月日生